

山梨県都市計画審議会 第4回マスタープラン委員会 会議録

1 日時 平成30年3月22日(木) 14:00~15:55

2 場所 山梨県防災新館401会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 【都市計画審議会委員(学識経験者)】

佐々木 邦明 委員

丹沢 良治 委員

若狭 美穂子 委員

【専門委員】

中井 検裕 委員

北村 眞一 委員

谷口 守 委員

村上 暁信 委員

清水 知佳 委員

加藤 義人 委員

(事務局)(都市計画課)

課長 丸山 裕司

まちづくり推進企画監 有泉 修

総括課長補佐 清水 邦浩

課長補佐 伊良原 仁

課長補佐 雨宮 康治

副主幹 姫野 英明

副主査 渡辺 祥平

主任 望月 幸一

(セントラルコンサルタント株式会社)

小坂 知義

丸山 翔大

4 傍聴者の数 9人

## 5 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

- ・都市づくりの基本方針の改定について
- ・目指すべき県土構造の検討
- ・地区拠点の設定について
- ・意見交換

(3) その他

(4) 閉会

## 6 議事の概要

別紙会議録による。

## 山梨県都市計画審議会 第4回マスタープラン委員会 会議録

司会

それでは、時間になりましたので、ただいまより山梨県都市計画審議会第4回マスタープラン委員会を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、県土整備部都市計画課の清水でございます。よろしく願いいたします。

議事に入る前に御報告を申し上げます。荻野委員及び刑部委員から、本日は都合により出席できない旨の連絡をいただいておりますので、御了解をお願いいたします。

それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。山梨県都市計画審議会委員会設置要綱で、会議は委員長が議長となっておりまして、議事の進行につきましては、佐々木委員長にお願いしたいと存じます。それでは佐々木委員長、よろしく願いいたします。

委員長

山梨大学の佐々木でございます。よろしく願いいたします。

早速ですけれども、議事を進行させていただきたいと思います。

議事につきましては、本日は3件ございます。「都市づくりの基本方針の改定について」、「目指すべき県土構造の検討」、「地区拠点の設定について」と、これまでの議論を踏まえまして、修正したものをご提案されると思います。

関連した内容でございますので、まとめてご説明をいただきまして、最後に皆様から意見をいただきながら、意見交換というような進行をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、事務局から、ご説明をお願いします。

事務局

～資料説明～

委員長

どうもありがとうございました。ただいま、ご説明いただきました検討課題について、3件にわたりまして、まとめてご説明いただきました。内容につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どちらからでもお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

A委員

どうもありがとうございます。

大分整理されてきたと思うのですけれども、幾つかあるんですが、最初に、2点ぐらいコメントさせていただければなと思います。

一つ気になったのは、これ個別にご説明していただいたときにも、ちょっとコメントはしたのですけれども、資料Ⅲの地区拠点の設定について、最後にご説明いただいた都市計画制度適用検討区域のところなんですけれども、アイデアとしてはよくわかるんですが、な

んか単なる緩和になってしまわないかとか、こういうことが必要ということとは、もともと都市計画の考え方自体が、本来最初から都市計画を入れたほうが良いような地域だったのかどうかとかですね。他の地域が同意的にこういうことをやってもらえるんだったら、自分のところもそうしようと思わないかとか。悪いほうに考えると幾つかちょっと懸念があるので、そういうあたりは、ちょっと心配かなというように思っているところです。それが1点目です。

あともう一点が、軸のパターンの参考資料1とかで、いろいろなパターンを出していただいて、ああなるほど、こういうように色々描けるんだなと思ったんですが、一つ、資料には出されてはいませんが、別途の検討のときに、各自治体さんがどういう都市マスをつくって図に描いておられるかというのを、接合した図を別途検討材料としてコンサルさんがつくられたのかなと思うのですが、山梨県は、他の都道府県と違って、他の都道府県で個別に検討したところは、福岡県、栃木県、茨城県で、同じような検討、都市マスのつなぎ合わせをやったのですが、他の都道府県って、結構市町村ごとの軸の考え方がばらばらで、とてもじゃないけど、こういうきれいな軸を、県土全体でなかなか描けないと。山梨県は、今までは、地形的制約があって、結構軸が自由に、各市町村さん引けなかったと思うのですが、それが結果的に、つなぎ合わせると、結構きれいに各市町村さんが描かれている軸が県土全体でみてもつながるんですね。なんかそういう、地形的制約があるがために、こういうようにきちんと集約した軸が描けるんだ、みたいなことが、実は県土構造の特徴なのではないかなと、ほかの都道府県さんと比較して感じていて、そのあたりは何か、山梨県の県土の一つのメリットのような、今まではメリットじゃなかったかもわからないのですが、ネットワークをきちんと集約しないといけないという状況になると、明らかにメリットになるので、何かそういうことは特徴としてどこかに書かれてもいいのではないかなというように思いました。とりあえず以上2点であります。

委員長

ありがとうございます。

2点ほどご指摘をいただきましたが、事務局からは何かコメントございますか。

事務局

都市計画制度適用検討区域の話ですね。A委員のほうから、実際に制度を適用するという話でしたが、例えば、資料のⅢ地区拠点の設定についての15ページ、実際、市町村さんとヒアリングをする中で、ここに人口密度があるんですが、甲斐市さんですかね。赤い破線の丸があるんですが、やはりこの都市計画区域の外に、住宅地みたいなものが広がっている話。それから、今度ここに北部環状のインターができる予定でございますので、非常に下水道等も現在整備もされないところで、今後開発が進むのではないかなという

ことで、現在、準都計とか、何か都市計画の制度を適用や検討したほうがいいのではないかという話をしているところもあります。

あと、話はなかなか進まないんですが、北杜市さんが、市ですので、本来であれば都市計画区域をもって当然であると思うんですが、ちょっとまだ合併してから、まちづくり計画等をつくっているんですが、そういった機運が高まっていないということで見送られています。こういったところも都市計画制度を適用したらどうですかと、県マスでメッセージを出してもいいのかなと思うのですが。

A 委員                    そういうところは問題ないと思う。

事務局                    そうですね。それ以外のところで、逆に多分 A 委員さんがおっしゃった通り逆にとられて、開発していいんじゃないかということだと思うので、その点は市町村とも注意して、表現を変えるなり、内容の中に書き込んでいきたいと考えております。

あと県土構造のほうは、先生おっしゃるように、やはり山梨県の県土というのが、大きくみてコンパクトにできるのではないか、ということをおっしゃったので、県マスの中にそういったメリットをどこか書き込めたらと考えております。ありがとうございます。

委員長                    ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

できれば各委員さんからご意見をいただきたいというように思っております。

B 委員                    大変勉強になります。先ほどの A 委員の 1 つ目の質問ですね。地区拠点のことに関連してなんですけれども、調整内容が 9 ページに書いてありますが、地区拠点についての 9、10 で、どのような調整を行うかというのが具体的に書かれていると思うのですが、事前説明のものには、幾つかの市においては、大変調整が難航しているということを書かれています。このいずれかの方法をしてみて、最終的に間に合わないという場合には、課題①の 11 ページに書いてあるところの①ですけれども、市町村の意向を尊重するという方向で動いていらっしゃるのでしょうか。

事務局                    ありがとうございます。今、B 委員がおっしゃるように、調整が難航というか、先ほど課題①でありますと、例えば、こういうようにエリアを取るとこういった機能が入るよ、といったような、これは難航とは言わないのかもしれませんが、示し方を変えれば、解決できるのかなと。やはり課題②のところの集約の考え方が馴染まないだろう。まだまだ既存の集落の維持、それに力を注がないと、市町村としてはとてもそこに他の機能を集約するのは難しいところがございますので、当然そういったところは市町村の取り組みを重視していきたいと考えております。

それ以外の不足する機能につきましても、県マスに位置づけるからには、市町村さんにはぜひそこやっていただきたいということで、一番重要なところは、市町村が取り組んでいただくという、担保というか、その姿勢が大事だと思いますので、ぜひ市町村で取り組みを重視しながら、今後の調整を詰めていきたいと考えております。

B 委員                    わかりました。ありがとうございました。

委員長                    ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。――お願いいたします。

C 委員                    ご議論があります地区拠点について、関連なんですけれども、今の集約が馴染まなくて、既存の集落維持で精一杯だということはあるんだろうなというように想像できます。一方、資料のご説明にもありましたけれども、今後リニアとか、高速道路が新たに整備されていくことによって、立地条件が変わっていく地区もありそうです。そうした場合に、新たな産業適地とか、産業誘致の可能性を、地元自治体が模索したいというご意向があるのであれば、それと兼ね合わせて、都市計画制度の適用検討の見直しを図るのか、地区拠点として置くのか、そこを関連づけて議論されるパターンもあっていいのではないかなというように思います。今後の議論かと思っておりますけれども、ぜひ、新たな県土の中で、産業振興に力を入れていきたいという市町村のご意向があればですね。その背中を押すとともに、市町村さんに自主、自立的にそれを努めていただくように、マスタープランの中で位置づけるという役割もあろうかと思っておりますので、あわせてご留意いただけるとよろしいかなと思えました。

事務局                    ありがとうございます。今、ご議論があった、例えば、産業の関係なんですけど、地区拠点の設定の資料の22ページ、都市計画制度適用検討区域の見直しの図になるんですけど、おっしゃるような、この中部横断自動車道インターチェンジ周辺。それとリニア駅の北側ですが、スマートインターチェンジができて、中央自動車道と直結しますので、各インターチェンジなどで、産業の立地に取り組む市町村がごございます。そういったところを支援できるように、まだ委員会にはお示しをしていないんですけど、今市町村と、そういった産業の立地の取り組みの調査をしております。途中、説明をしたんですけど、「やまなし未来ものづくり推進計画」というのがございまして、企業立地課のほうでも、「重点促進区域」をどういったところに産業を立地していくかという調査をかけておまして、現在、都市側と企業立地側で調整しまして、市町村からのヒアリングもしており、できましたら県マスに、そういったところが産業拠点という名前になるのかわからないですが、何らか位置づけられたなと考えております。

当然、市町村の取り組みを幾つか拾ってみたんですが、土地利用の調整に非常に差がありまして、既に済んでいるところであったり、今造成をしているところ、それからまだまだ構想段階で、土地利用調整は今からだよ、というところもございます。そういったところの横並びに見て、どういったところまで位置づけられるかを農政局とも協議しながら、このマスタープランの位置づけ、それからそれと企業立地側の「重点促進区域」の一致みたいなところを調整していきたいと考えております。

委員長

よろしいでしょうか。――そのほか、いかがでしょうか。

D 委員

幾つか、それではコメントです。

1つ目は、I 基本方針の改定のところなんですけれども、基本的には、こういった付け加えというか、加筆で結構だと思います。8ページの都市づくりのイメージ図というのが、ちょっと気になるといえば気になって、わかりやすく説明するビジュアルのイメージという意味ではいいと思うんですが、もしそうだとしたら、ちょっと付け加えていただきたいこととして、これ鉄道駅が1個しかないんですけども、もう一個ぐらい、大きな拠点じゃなくて、中くらいの拠点を鉄道駅の上にちゃんと乗せて、鉄道はやはり非常に大事な公共交通であるというのを、もう少し明確に打ち出していただいたらどうかと思います。これは割と些細なところですよ。

それから2つ目は、この県土構造のお話で、表現のパターンを色々考えていただいて、大変よく検討できるような状況になったのかなと思います。

ここからはもう、完全に個人的な意見ですけれども、今の資料にあるご提案のもので、基本的には良いのかなと、24ページですね。この構造図で大事なことは、拠点がまずどこにあるかということですね。それから、大きな軸がどういうようになっているかということと、もう一つやはり大事なことは、拠点同士がどうつながっているかということが、粗々わかるということが、非常に構造を表現するものとしては大事だと思います。

その意味でいきますと、やはり盆地の中は、やや軸が錯綜していて、盆地の中の拠点は一体どうつながっているのか。特に気になるのは、リニアの新しい駅と甲府の中心がつながる点で、これだと余りつながっているように見えないというのが、非常に気になるところ。従って、ご提案というか、一つのアイデアとしては、盆地のところだけはちょっと拡大して、さっきの参考資料をもうちょっと拡大したようなやつがありますよね。拡大というか、細かく拠点がどうつながっているか、例えば6ページみたいなやつだとか、4ページ、5ページ。盆地のところは、環状道路があって、拠点がどうそれに乗っているのかが、やはり大事な情報だと思うので、少しそこ

だけ拡大図を作られるというのがあるのかなと。一つのアイデアだと思って聞いていただければと思います。

それから3つ目は、地区拠点のほうの資料になりますけれども、都市計画制度適用検討区域、前回もこれは検討をして、残念ながら検討していただけなかったというところなんです、県マスには載っていたのだけれども、各市町村で余り前向きに受けとめていただけなかったと私は理解しています。

今回は、22ページが最終的な図になるのかなと思うんですけれども、都市計画制度適用を検討するに当たっては、もう皆さんよくご承知のように、要するに、都市施設をちゃんと整備したほうがいいということと、土地利用規制をもうちょっとちゃんとかけたほうがいいという、両方の側面がある。両方やろうとすると、都市計画区域にしないといけないんだけど、施設はいいが、土地利用規制だけはやりたいというところだと、いわゆる準都計でも出来るということなんです。やはり、それぞれに赤い丸がついているところは、ちょっと個別に検討していただいて、これは、都市計画区域のエッジにあって、先ほどの、例えば甲斐市のように、道路がやってくると、インターチェンジができ、当然施設の計画も大きく関係してくるので、こういうところはむしろ、きちんとした都市計画区域をフルスペックでやるということでしょうか。既存のものを拡大というような形になるのかもしれないけれども、そういった方向だろうと思いますが、恐らく、この身延線の沿線、富山市の団子状みたいな形になっているところは、施設というよりは、ここは土地利用規制をもう少しきっちりやったほうが良いというような意味合いのところもありそうな気がする。そういうところは、無理やり都市計画区域というような形でもないと思います。少し新たに貼るところの具体的な規模感とか、あるいは一体何を貼って何をやるんだと、あるいは何がやれるんだということ、当然都市計画区域を貼るのは県ですけれども、中の仕事は市町村が基本的にはやるという分権体制になっているので、市町村が本当にやれるのか、あるいはやりたいんだけど、やれないのであれば、誰がそれをお手伝いに行くのかというようなことを含めて、ちょっと検討していただいたらいいのかなというようなところでもあります。

こういう試みをする事自体は、私は県のマスタープランとしては、とても大事な役割だと思うので、評価していますけれども、前回の反省も含め、もうちょっと丁寧に提示してあげたほうがいいのかなという印象は受けております。以上です。

事務局

ありがとうございます。1点目は、D先生がおっしゃられるように、資料Iの8ページですか、イメージ図の中に、確かに鉄道の駅が、甲府の中心のところしかございませんので、当然地域拠点ということで、石和温泉、それから塩山であったり、韮崎等ありますから、一つ追加をしてみたいと考えております。



それから2点目ですね。県土構造、例えば資料Ⅱの24ページになるんですが、先ほどA先生のお話だったんですけども、非常にコンパクトというのがあるんですが、やはり甲府盆地のところの紫の軸が非常に重なっている。だから環状線をつくる必要があるのかなと思うのですが、非常に重なっているの、この重なり具合をこの大きさのレベルで見せるとなると、なかなか検討が進まずに今日まであるんですが、拡大版というのは、一つのアイデアとして、検討させていただきたいと思います。いずれこのところ、非常に紫が重なっていて、丸も多いところになりますから、どう連携するのかというのは、やはり整理する必要があるのかな。もしくは、今後広域ごとの都市構造がございまして、そこも参考にしていきながら、例えば、中西部・南部広域圏の中で表現したものを前にもってくるとか、ちょっとまた考えていきたいと思います。

最後には、資料Ⅲの都市計画制度の適用検討区域の見直しで、22ページにお示しをさせていただいたんですが、たまたま地区拠点の集約するところ、既存の都市機能を維持していくところを、何か上手くメリハリというか、カテゴリーを区分するのは何かないかということで検討見直しをしました。いずれにしても、都市計画区域の外の土地利用の方針については、今後の検討課題というか、後の章で出て参ります。今回は、地区拠点を選定するのにこれを使わせていただいたんですが、再度、その都市計画制度適用検討区域のところ、今の意見を踏まえまして、市町村と協議した内容を、委員会に示せるように調整して参りたいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

委員長

よろしいでしょうか。――そのほか、何かありましたら。

E委員

基本的な構造については、軸と拠点については良いのではないかと考えているのですが、確かに私も気になっていて、参考資料1の4ページを見ていただくと、一応拠点のつながりが分かるように、これも鉄道でつないだり、公共交通でつないだりというところで、道路系でつながっているというのがあると思うのです。道路系というのは、拠点と余り関係ないところもつながっていて、道路系の結節点が、よく見えないのですね。これはインターなのか、あるいは市街地、郊外のインターかジャンクションなのかなというところを、はっきりしたほうがいいかなと思います。

この基本的な方向性として、軸についてなのですけども、交通において鉄道はもうOKで、将来とも身延線も含めて維持していくと考えていこうというように、いや、維持していきたいということですね。身延線の必要性が無くなるということはありません。あと、バスが一番気になっておまして、1日12本以上ならば、軸的な扱いということですが、これもバスをどうするかということで、都市機能の集約

という言葉の中には、そういうバス交通の軸の集約ということは意味的に入っているか、いないのかが分からないですけれども。これもある程度集約して、幹線はしっかり幹線という形で延ばしていく。コミュニティバスのほうもコミュニティバスのほうに任せて、限界的な形で市町村がやるようにしていますので、メリハリがほしいです。連携というのは交通の話で、集約というのは土地利用ですか。交通もやはり集約が必要という感じもしています。

もう一つは、道路の問題ですけれども、やはり結節点であったり、ここは災害時でもしっかり通れるようにしていくのだ、というような幹線的な扱いもあると思います。そういったものも含めて、太さ、あるいは重要さについて、しっかり位置づけていただければと思っています。

それから、拠点についてですけれども、先ほど、C委員からも話があった産業系について、今の段階で工業のところが出てこないのです。今の拠点の設定は生活系ばかりなのです。ただ、参考資料1の4ページだと、工業の密度は低いのですけれども、昼間人口の集積は結構あるのです。工業団地というものを、割と郊外に持って行ってしまっていて、市街地とは無関係みたいなことになってしまっている。だんだん大規模化になって、今はバラバラに工業も立地していますので、現在市町村と協議中だと伺っているのですが、その位置づけも必要かなと思います。例えば、山中湖村にファナックありますよね。山中湖周辺のところにね。ああいったものというのは、どう考えるか。かなりの大きさですから。ですから、工業団地をきれいに配置して、今再び、かなり工業団地が埋まっているという状況もありますから、そのあたりをもう少しフォローしていただいたほうが良いかな、というのが拠点に関してになります。

事務局

ありがとうございます。軸の点で2点ほどご意見をいただいたんですが、多分4ページ等にあるように、道路系で軸を分けているので、重なるところがよくわかるかと思います。こういったところは多分、インターチェンジの機能みたいなものが見えてこない、こういった図では連携が見えないかなと私も思いました。

あと集約と連携の考え方で、集約というのは、都市機能の集約を考えているんですが、公共交通についても、先日、地域バス路線の検討会に出向いたときに、事業者と市町村の方が一緒にいるわけですが、やはり、コミュニティバスと路線バスの役割分担をちゃんと、ロスが無く、上手くつながるようなことをやっていこうというような議題でお話もされていました。もちろん、山梨県の「バス交通ネットワーク再生計画」の交通拠点については、我々の都市の拠点を踏まえて、何点か連携させているところがあるんですが、その下のレベルでも、連携していかないと、上手くいかないのではないかなという話も、ご議論をさせていただいたところです。

工業については、企業立地・支援課と話をしているのは、新しく地域未来投資促進法のほうでも、土地利用調整を自らできるような形になったのですが、都市の方でもそういった産業は推進していくという位置づけがございますので、できたらそのところを一致させたいと考えております。ただ、向こうの方はファナックさんとか、もう既に土地利用調整は済んで、既に立地しているところは、重点促進区域みたいなものに、多分ならないのではないかと。これから進めていくものが位置付けられると思いますので、そういったところの差をどう埋めていくかというの、今後調整していきたいと考えております。ありがとうございます。

委員長

よろしいでしょうか。

ちょっと補足です。できればバス交通ネットワーク再生計画も資料の中にあつたほうが良いのではないかと思います。それで各市町村さんも、リニアの開業や新山梨環状道路や西関東連絡道路を含めて、色々とネットワーク構築のお考えがあると思いますので、そういったところが分かるような形で示していくとよろしいのかなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

F 委員

大変分かりやすい説明をいただきまして、ありがとうございます。資料Ⅱの目指すべき県土構造のところ、27ページの表部分ですが、これは恐らく私が以前に申し上げた意見が混乱をさせてしまったのではないかと考えております。そのときに、保全と活用を目的別に区分すべきだと言ったわけではないと思うんです。区分することは難しいというように結んでいただいたのですが、まさにこういう図を出していただくことが重要なのではないかとこの話をしたつもりだったんです。目的を考えたときに、保全的な機能が高いところ、それから活用的な機能が低いところ、それぞれの保全の仕方も違うでしょうし、活用する方法も様々あると思います。そういう情報を考えて、森林なり農業との共生を考えていく必要があるのではないかと、というつもりで言ったと思います。

ですので、この図をそのまま使えば、4つの機能が重複している場所は非常に多機能なので、より大事に守って行って、より積極的に活用していく必要があるわけですね。そういう優先度を是非、考えるきっかけが必要なのではないかと考えています。

そう考えますと、例えば、今4機能までは重複しないんだけど、保全の機能としては、非常に重要な部分というものがあれば、そこに更に活用できるようなレクリエーションとしての利用を重ねていくことで、より市街地側からの関与を強めていく。そういう方針を記述していただけるといいなと思っています。

ですので28ページの、この区別はこれで非常に良いと思います。例えば、農業・共生地域のところの3つ目の点で、保水機能のある

都市の安全を支える地域について、農地や関連施設の適切な管理・保全を進めるといところで終わっているんですが、それと同時に、こういう地域においては、レクリエーションとしての利用も重ねるなどして、市街地の関与を高めることで、維持管理の持続性をさらに確保していくなどといった内容にして戴けるといいと思います。森林地域の保全機能が非常に高いといところについては、レクリエーション、ハイキングなど、その前のところでご説明いただいたような、イメージ図のような利用を重ねていくことで、共生を強めていく。同時にというか、両方やっていくということを強調していただけるといいなと思いました。

これに関連して、これからは自然災害に対して、周辺の約80パーセントを占めている森林ですとか、あるいは農地がどういう機能をもっているかというのを、考えていく必要があると思うんです。そう考えると、それを受ける頭出しの部分が、例えば、地球温暖化とか、自然災害がひどくなって、豪雨が最近多いですけども、そういう降雨強度が増しているといった話をに入れていただいた方がよいのかなと思いました。

資料1の都市づくりの基本方針のところ、今回幾つか加筆いただいているんですが、この中で地球温暖化とか、あるいは、エネルギーの話などに関する頭出しがどの部分で出てくるか、先ほどのご説明だと分かりませんでした。もし、それがきちっと入っていればいいんですけども、明示されていないようでしたら、再度で恐縮ですけども何か頭出しの記述を入れていただけるといいのかなと思いました。これが2点目です。

最後、もう1点なんですけれども、先ほど話題にもなりました、都市計画区域外での都市計画諸制度の適用を検討したほうがよい区域についてですけども、逆に都市計画区域内の市街化調整区域での虫食いの進展みたいなものは、何か言わなくてよいのかなというように思いました。都市計画法第34条第11項に関する条例で、虫食いが進んでいるところもあると伺っています。それはそもそも、本体のほうでの集約という話の中で、各市町村さんにぜひ、3411条例でやっているんだったらやめてもらおうとか、そういう意図なのかもしれないんですけども、その部分は入れなくてよいのかなとちょっと思いました。これは強くというか、質問的な感じです。

それから、先ほど都市計画そのものをフルスペックで入れる施設も考えたという話、そういう地域もあるというお話がありましたけれども、逆に今度、農業共生とか、森林共生をより意識したような場所も、都市計画区域外で虫食いが進んでいて、問題になっているようなところというのはあるように思います。そうすると、共生を進めるためには何が使えるかなと考えることも必要ではないでしょうか。この部分に関しては次の項目で議論が深まっていくということでしたけれども、ケース等も実際に見ながら、議論させていただく必要があるのかなというように思いました。以上です。

ありがとうございました。農業共生と森林共生のところは、第1回委員会から、F先生から意見をいただいて、これまでもずっと検討してきて、まだ整理はできていません。今回も資料を出させていただいているところですが、今おっしゃられるように、確かに資料の27ページ、森林環境部と具体的にお話をした中で、例えば、今のマスタープランの検討項目の土地利用区分だと、本当に県境まで森林共生という形になっており、本来であれば、保全すべきところと、活用すべきところと分けられるのではないのかなという話ですね。そういった図面はなかったのので、参考となる資料をいただきまして、重ね図みたいなのをつくってみたところ、やはり区分するのは難しいという結論に至りました。先生がおっしゃられるように、こういった図を、例えば、大月市の例になるんですが、山の奥でそんなに共生ができるかどうかわかりませんが、他地域でも重ね図をつくってみて、マスタープランの中に、これだけ機能が重なっているところがあるよ、というところを見せた方が良いのかなと感じました。28ページの中の共生の土地利用の考え方を書く前に、こういった図を示したり、先ほどの前段に追加する地球温暖化、自然災害、道路災害等の話も、同じようなところで書いていく必要があると思いました。

それと、地球温暖化等の環境についての記述がどこかという話がありましたが、現在、資料Iの2ページに、都市づくりの基本方針がございまして、I-3、赤で囲っているところに、やまなし都市づくりの基本方針として1から5までの記載がありますが、主に安全・安心のところでは豪雨や災害の関係が書いてあったり、地球温暖化になりますと、環境と共生する都市づくりと書いてございまして。こういった部分を、もう一度見直しまして、うまくメッセージが伝わるように書いていったらどうかと感じたところです。

最後に、都市計画制度の適用検討区域のところにつきましては、たまたま先ほどのお話で、地区拠点のカテゴリーを区分していくのに、このような地域をもう一回見直して、検討していった方が良いのではないかということで、市町村との調整の際に使う資料として、今日提示をさせていただきました。今後、この都市計画制度適用検討区域につきましては、目指すべき県土構造を実現するための方針をご議論いただくこととなりますが、これは実現するのにどのような取り組みをするのか、広域圏域ごとにどうするのか。都市計画区域以外の土地利用、これをどうするか。それから、各都市計画の主要な都市計画の決定の方針もございまして、土地利用の方針をどうしていくのか、市街化調整区域の土地利用の方針をどうしていくのか、というように具体的に検討する部分がございます。特に、都市計画区域外の共生のところも、今日意見をいただいたので、これを反映しながら資料づくりをしていきたいと思っております。ありがとうございました。

委員長

ありがとうございます。

ちょっと1点、私のほうから補足で、コメントさせていただきたいです。目指すべき県土構造の検討のところ、11ページ、12ページに災害の話が出ていますのですけれども、例えば基本方針の追加修正のところでの保水機能とかというのは、山とか、そういうイメージなのですが、実際には、川の周辺は基本市街地で、保水機能はもっと山際につくるみたいな形になっていて、ここの災害のところ、あまりその後に活かされることがない感じがいたします。そこがちょっと気になっています。特に浸水区域に関しては、かなり市街地のすぐ横に広がっているところがあるので、市街地のすぐ横に災害危険区域が広がっていることが認識できるような形にしていただければいいかなと思います。例えば、県土構造の26ページのところ、甲府盆地が、川の周辺は市街地にして、山の境目を共生区域、保水機能をとということになっているのですけれども、ちょっとイメージ的には違うかなというところがありました。ただ、絵的に描くのは難しいので、具体的にこうしてくださいという話ではないのですけれども、全般的なイメージと、実際のハザードマップの話を見ると、ちょっとずれているかなというように感じましたので、何かご検討いただければありがたいと思います。

事務局

ありがとうございます。前の委員会でも少しお話をしたんですが、このハザードマップをみると、非常に浸水深が深いところ、3m以上、現在の区域区分の線と概ね一致するようところがございます。このため、例えば、市街化調整区域の土地利用方針を示す前に、浸水深が高いということを書くとか、また、拠点の話の前に書き込むことを検討するなど、本当に市街地のすぐ隣にそういった場所があることを記述していくことを、考えてまいります。ありがとうございました。

委員長

お願いします。そのほか、何かありますか。

G委員

2040年になると、山梨県の人口は66万ということになるんですが、そういう時間軸で人口の変化というのは、当然ここに捉えられて、計画を立てているんだと思います。そういう中で、私が色々現場を歩いていまして、今、山梨県で顕著に人口が変化しているところというのは、甲府駅周辺、それと観光でいえば河口湖周辺だと思います。また、北杜市が退職した人が住みたいという場所があるんですが、その方たちも年をとると、そこを捨てて、またどこかへ戻ってしまう。そうすると空き家がすごく多いと、北杜市はですね。人が来るんだけど、出ていく人も多いということで、空き家率が非常に高いのが北杜市だと。

それから、ここの中部横断自動車道のところの丸があるのは、これから中部横断道ができれば、当然、愛知、静岡、神奈川という、日本で工業出荷額が1、2、3番目のところとつながるわけで、多分、こういうところには産業立地がどんどん増えていくんだろうと思いますけれども、そういう流れの中で、余り細かくやるよりも、大きい視点で物を見ながら、計画をバーンとやっていくと。細かいところは、次にこうやっていくというような形ができれば、山梨県をメリハリのあるエリアにできるのかなというようなことを感じます。以上です。

事務局

ありがとうございます。G委員から、今、北杜市の話が出たんですが、北杜市さんのほうも、やはり農家を営んでいる方が、広い土地利用をしているということで、今の農村集落に住んでいる方が、世代が変わりましても、そのままそこに住んでもらいたいということで、北杜市のまちづくり計画の中では、そういった地域を、ある一定のエリアとして示しまして、建ぺい率等を緩和し、なるべくそこに移り住んでいく、また、代がわりしていってほしいというような取り組みをしております。ただやはり、北杜市に移住してくる方は、委員おっしゃるように、恐らく別荘などであったりして、既存集落に住むというのはなかなか少ない。別荘に住むとなると、やはりインフラ整備で、下水などは浄化槽が使えるのですが、水道については、非常に市の負担になっているということがございます。何か都市計画の考え方を検討していかないと、今後、空き家、空き地などが増えていってしまうのではないかとということで、前回からお話をしているところです。各市町村さん、本当に人口増加に向けた取り組みを色々行っておりますが、なかなか効果が上がらない中、北杜市さんについては、人が移り住んできているのおり、中にはそういった事情もあるということもございますので、また今後とも引き続き、この都市計画制度適用検討区域として、どんな制度が良いのかわかりませんが、調整をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

H委員

それでは、2点ほど言わせていただきたいと思います。

1つは、資料Iの3ページの、市街地の空き家や土地への対応の検討が必要という項目がありますが、これは仕事をしていて感じるのですが、昔の住宅地というのは、細い路地を共有していたり、現行の建築基準法の接道を満たさない土地というのが非常に多く、空き家になったとしても、それを建て替えたり、他の人に売ったり、そういうことができない土地が結構あります。特に、甲府市では、更地にして、新しく家を建てるにしても、山梨の場合は、ある程度車社会ですが、車の駐車スペース、カーポートなどが、県の条例で25平米以上は、特殊建築物ということになっている中、甲府市の条例で、特殊建築物は接道が3メートル以上というのがあります。

そうすると、またそれに輪をかけて、利用できる土地というのが少なくなっていくということで、小さな土地の空き家というのが、結構たくさんあって、これからの少子・高齢化などを考えると、ある程度減築ということも計画的に行っていかなければならないのではないかと考えています。やはり、空き家を何かでリノベーションするといっても、人口自体が少なくなり限界があるので、そこら辺は、条例などもすべて勘案した上で、計画的な減築を行っていくということが、これから必要なのかなと思います。

もう一つは、先ほど林業のことなんですが、70%以上が森林になっています。県有林などはある程度整備が行われますが、民有林のほうが、後継者の担い手が見つからないなどの理由で、そのままになってしまっているようです。また林道が、民有林の方ほううまく整備されていないので、例え木を切り出したとしても、それを活用するために運搬する手だてが見つからないということがあって、先ほど資料で全体的な山梨の森林状況をまとめるというお話がありましたが、その時に少し感じたことなんですが、林道がどういうように結節しているのかとか、そういったものがまとめた中にあると、見やすいのかなと感じました。以上です。

事務局

ありがとうございます。H委員から、一番最初にお話があった、都市のスポンジ化と呼んでいるような、空き家、空き地の話ですね。県土整備部でも空き家の対策については、取り組みを進めておりますが、最終的に空き地となったところをどうしていくかというのは、今回の基本方針にも書き込んでいきたいと考えております。具体的に、国の対策として、行政における土地のコーディネートとか、土地の集約、それから協定制度などの取り組みを資料としていただいております。どのような取り組みが良いのかというのは、また具体的に市町村さんとも情報共有しながら、今後、県も、特に空き地の対策を何かできないか、今考えている状況であります。

今後、委員会の先生方にも携わっている方がおりますので、こういった空き地について、どのような対策ができるのか、それに対して県がどんな支援ができるのかと言った点について、意見をお聞きしながら、対策等検討していきたいと考えております。

それから、林業については、森林環境部とも話をしながら、民有林の整備の状況ですとか、林道の未整備の状況等、ヒアリングをして、県マスに示せるようなものがあれば示していきたいと思います。先ほどの共生、保全活用等も書き込めればと考えますので、また調整をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

委員長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

A委員

特にご意見がなかったところ、2点ほど少しコメントします。



1つ目は、資料Ⅰですね。基本方針の改定のところの一番最後、どう変化していくのですかというところですが、一応このP D C Aとマネジメントの実践ということで、これはよくわかるというか、そうだろうと思います。ただ、今回つくられているマスタープランの案が、地区拠点を県のほうで見ましようという、割と他の都道府県ではないような独自性があるものなので、そういう部分をどう見直していかれるのかなというのは興味があります。何年後ぐらいに、実際にこういう地区拠点がどうなったのかというのを見直されるという要素が入っているのか、それがP D C Aという、何年か置いてやるというのは、県が主体でやられるのかなと思いますが、その下を書いてあるマネジメントということになると、マネジメントは普段することなので、これは市町村さんにやっていただくことがあります。そこまで無理であれば、マネジメントではなくてモニタリングみたいな感じで、どこがどうなっているのかというのは、市町村さんに普段からアンテナを張って見ておいてください、というふうにやった方がいいのではないかと思います。この評価も結構山梨県の独自性のある部分というのが、どこかにあるのかなと思っているのですが、そのあたり、何かお考えがあれば、いただければというのが1点です。

あともう1点は、これは全く取り越し苦労かもしれませんが、県土構造の資料Ⅱのところ、今日あまり議論にはならなかったリニアの駅周辺開発のところ、17ページのところで“本県の新たな玄関口として、県内各地との円滑な移動手段（交通結節機能）を確保”、これはまさにこのとおりです。少し思っているのは、これを議論されているのか分かりませんが、例えば、新幹線が来たときに、それまであった鉄道線というのは、並行在来線になって、各都道府県でやってくださいということになってしまうわけですね。身延線がご心配かもしれませんが、私は中央本線のほうが心配で、八王子まではJ Rが見ますけれども、あとは山梨県で見てくださいといったことになったら、サービスレベルが維持できるかなと思います。そういった議論は何かあるのですかということが、気になっているところです。すみません、以上の2点です。

事務局

ありがとうございました。

まず1点目の、資料Ⅰの12ページ、P D C Aによる都市づくりということで、前回の委員会の意見をいただきまして、実際にどのように行っていくかということだと思っておりますが、今のところ考えていますのは、都市計画の基礎調査を、県内の都市計画区域を5つのグループに分けまして、5年に一度実施をしております。これについては、具体的には市町村さんに調査を実施していただきまして、そこに県が負担金を出しており、調査をとりまとめるのは市町村さんになります。それを都市計画区域として集計、解析を行うのは県ということになりますから、毎年どこかの都市計画区域で、こうい

った集計、解析を行ったり、毎年どこかの都市計画区域の市町村さんが調査を行っているような状況になります。ですから、こういったタイミングを見ながら、人口や世帯数、転出・転入の話、産業統計の話、土地利用の話など、幅広い項目で調査しておりますので、そういったところを見ていきながら、地区拠点周辺ではどのような取り組みがあるのか、どのような状況になっているのか、みんなで一つの資料を見ながら検討し合うイメージとしてございます。ただ、都市計画区域の外がございますので、こういったところは定性的になってしまうかもしれないのですが、事情等聞きながらやるのか、それともまた何か別の調査の項目等、県のほうでつくりまして、ご協力いただきながらやっていくかというようなことを考えております。

この前の第2回委員会の資料でも、農地転用の状況とか、農地転用されてどんな動きになっているかというような調査も、市町村さんに協力してもらってやったこともございますので、何か項目出しをしながら、定量的に調査ができればと考えております。

もう一点、リニアにつきましては、確認したところ、並行在来線のような話は、特に協議はないというようなことを聞いておりますので、この場では、このような回答をさせていただきたいと思っております。

A 委員 中央本線のサービスレベルを落とさないようにするというのが、結構大事なことだなと思えます。

事務局 はい。そうしないと、今の県土構造が崩れてしまいますので。

A 委員 そうです、はい。

委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。

E 委員 今回のPDCAサイクルの話です。これって、書いたのは、今5年で見直し10年で、改定みたいなのがやっていますね。このPDCAサイクルって、どれぐらいのサイクルということなのか、時間サイクルですか、というのがちょっとわからなかったです。それはどのようなのでしょうか。必要に応じて、何か起こったときには、行うということなのか。

事務局 最低でも5年に一度ということになりますから、そういったところの都市の状況みたいなものは、都市計画区域内になってしまいますけれども、わかると思えます。その時点で、市町村のほうも、県のマスタープラン、または区域マスに即して、まちづくりの計画をつくっておりますので、例えばそういったタイミングで、なかなか市町村のマスタープランも、見直しが進んでいない状況もございま

すので、できましたら、市町村マスの見直してみたいなものに、ぜひ取り組むきっかけになってもらえればなということを考えています。

委員長 そのほか、いかがでしょうか。

E 委員 並行在来線の話ですけれども、リニアはJR東海で、在来線はJR東日本ですよね。それで松本のあたりで一回考えたことあったのですけれども、長野新幹線のような形にはならないだろうとは思っているのです。行くところが全然違いますので。ただ、関西方面へ行くときは、中央線をかなり使っているわけですね。塩尻乗りかえで。それは無くなるだろうなということにはわかるのです。ただ、甲府からの場合ですね。ただ、長野県でいうと、必ずしもわざわざ飯田まで行くかなというようなことは考えますので、他のところはあまりわからないのですけれども、そうすると、そんなに心配しておりませんが、減るだろうなということにはわかります。

A 委員 松本行きは無くならないでしょうが、甲府駅はリニアが機能すると切られそうな感じもしますね。

E 委員 もう一つは、じゃあ東京～甲府間を何で行くかというのもあるのですが、ある程度はリニアに乗りかえるだろうと思います。ただ、甲府から東京まで1時間半ぐらいですが、それはそれでまた使うのではないかと思っていまして、新横浜～東京間というのを乗る人がどれぐらいいるかということなのです。在来、私鉄と、十分みんな乗っていますから、どのぐらいの時間感覚で乗るのかなというのが、ちょっと予測は難しいですけれど、本当は検討した方がいいのかなと思います。

A 委員 検討したら、良くない方向にいきそうな気もしますね。

委員長 よろしいですか。

E 委員 はい。

委員長 そのほか、いかがでしょうか。何かご意見、ご質問がございましたら、時間が少しございますので。

一点、確認ですけれども、県マスの方ではリニア駅を広域交流拠点として位置づけたいという話ですが、リニア側で検討中ということになると、そちらでの位置づけとちゃんと合致するのか、ちょっと気になるところです。詳細がおわかりでしたら、教えていただきたいと思います。

事務局

ありがとうございます。我々も非常に気になるところではあります。現在、リニア環境未来都市創造会議という会議のほうでそれぞれ部会に、交流振興部会、産業振興部会がございまして駅周辺の施設をどのようにするかということを検討しているところです。一応今のスケジュールで申しますと、今年の夏ごろ、中間報告ということで、導入施設の機能であったり、規模などが示されることとなっております。年度内に基本計画が策定されるということですので、私たちの方で広域交流拠点と位置づけたわけですから、この中の土地利用の方針、それから都市施設の方針等、この夏ごろにいただく中間報告をもとに考えていきたいと思っております。今のところ、この県が考える機能をみて、このように広域交流拠点として、本日の委員会の段階では、位置づけさせていただきまして、今後またこれを進めていきたいと考えております。

ちなみに、甲府市さんの新たな甲府市都市計画マスタープランにおいても、広域交流拠点というような位置づけになっておりますので、今後またそちらの計画の推進も確認したいと思えます。

委員長

わかりました。ありがとうございます。  
他に何かあれば。

D委員

資料のⅠの基本方針の方に戻りまして、9ページのところです。左の1の3)の中心市街地の賑わいの創出というところで、今回、新たに都市機能の集約、観光資源の整備・活用による交流拡大というのが入ったんですけれども、もう一回ここ改めてみると、①が今申し上げた都市機能の集約、観光資源で、②が居住の話で、③が低未利用地の利活用、ちょっと何かにぎわいの創出の中では、この3つだけだと、ちょっと何か物足りないというか、元々ある産業ですよ。事業所だったり、あるいは弱くはなってしまったけれども、一定の集積のある工業、商業みたいなですね。ここに書いてある3つの丸のものは、みんな大事だとは思いますが、ベースになっている機能をやはり大事に維持しながら、更にそういうものに、できれば新しいサービス産業みたいなものも加えていく。これは都市計画の領域をもう越えてしまっているかもしれませんが、何かそういうのがないと、なかなか観光だけが賑わいみたいなイメージが強いですね。特に甲府市さんは、中活の認定のものをお持ちになられていますし、このプランにどういう書き方をするかというのは、一工夫ぐらいは要るのかもしれませんが、この3)の中身は、もうちょっと充実させていただけないかなというのが基本的な感想です。

事務局

ありがとうございます。検討させていただきたいと思えます。

委員長

その他いかがでしょうか。――よろしいですかね。

おおむね時間のほうも来ておりますので、特にないようでしたら、今日いただきましたご意見を踏まえまして、また事務局のほうで資料等を修正し、進めていただきたいというように思います。

予定されているものは以上でございます。

事務局

ありがとうございました。

司会

どうもありがとうございました。数多くの貴重なご意見、ご指摘をいただきました。ありがとうございます。

本日のご意見、ご指摘につきましては、今後の改定作業の参考とさせていただきますと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻、よろしく願いいたします。

なお、本日の議事録につきましては、後日委員の皆様へ郵送させていただきますので、お手数をおかけしますが、内容の確認をよろしく願いいたします。

また次回のマスタープラン委員会ですが、第5回になります。第5回のマスタープラン委員会の開催につきましては、今のところ、6月の下旬を予定しておりますが、決定次第改めてご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

最後にそのほか、マスタープラン委員会に関することでご意見、ご質問等、ございますか。――よろしいですか。

事務連絡ありますか。では、事務連絡お願いします。

事務局

済みません。最後に、事務連絡ということで、今お配りをしたのですが、来年度の予定だけお話をさせていただきたいと思います。今、事務局のほうから、6月ぐらいにマスタープラン委員会をということで話をしましたが、今後、資料のI、都市づくりの基本方針の改定の2ページのところに、今の県マスの構成内容がありますが、今回は、目指す県土構造のところまでお示ししました。次回、目指すべき県土構造の部分で広域圏ごとの都市構造のお話をしたいと思います。人口、産業、課題等、広域圏ごとに整理して、皆さんにお示ししたいと思います。それから、実現に向けた取り組みというところで、都市計画区域再編の話は、今回は余りないかと思うのですが、区域区分、それから都市計画区域外の土地利用コントロールの方針、こういったところをお示ししたいと考えております。その後、夏ごろに、先ほどのリニア駅周辺整備計画の中間報告があれば、その後、主要な都市計画の決定の方針ですね、こういったところをご議論いただきながら、まとめ上げたいと考えております。

今、お配りしましたA4の資料1枚ですが、流れだけここでまた再確認をさせていただきたいと思います。①の諮問というところで、第1回の委員会するときもお話をしましたが、県がマスタープランを改定するに当たり、都市計画審議会に改定の考え方等を諮問したところ、②にあるように特定事項の調査ということで、マスタープラ

ン委員会を設置し、これまで開催をしてきたところであります。この委員会に、③にありますように、資料を提示しまして、最終的に改定方針の方針を取りまとめます。これが④の提言案となります。現在考えているのは、山梨県都市計画マスタープラン、これは任意計画であります。この県マス都市計画審議会に提言案として、最終的にご提示をしたいと考えております。⑤の答申につきましては、今後都市計画区域マスタープランを策定するに当たり、新たな県マスをもとに都市計画審議会から答申を受けまして、最終的には、その答申に基づいて、区域マスをつくり、都市計画審議会の同意をいただく、このような流れになっております。

つきましては、④の提言となります。県マスにつきましては、30年度中にとりまとめができるよう、今後スケジュール調整等しながら、マスタープラン委員会を開催させていただきたいと思っておりますので、今後ともご協力をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上、スケジュールに関する事項でありました。

司会

ただいまのスケジュールでございますが、何かご意見、ご質問ございますか。――よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第4回マスタープラン委員会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

以上